

補助金申請の手引き

平成31（2019）年度版

目次

1. 補助金交付までの流れ	1
2. 補助要件	2
3. 補助金額	3
4. 世帯要件	3
5. 必須工事	4
6. その他のリフォーム工事	4
7. 補助対象外工事	5
8. 申請時に必要な書類	6
9. 実績報告時に必要な書類	7

補助概要（補助申請にあたっては必ず詳細内容を確認してください）

【主な補助要件】

- 市内にある、現在居住している一戸建て住宅。
- 市内の事業者が工事を行う。
- 必須工事を行うこと。必須工事を行うことで、その他のリフォーム工事も補助の対象となります。

【補助金額】

通常	子育て世帯	2世帯住宅 (3世代同居)
上限15万円	上限30万円	上限35万円
補助対象工事費の20%		

※条件を満たした方は過去に補助を受けていても補助を受けられます。

※着手済の工事は対象になりません。

申請受付窓口・問い合わせ先

柏崎市建築住宅課（市役所第2分館1階） ☎0257-21-2290（直通）

1. 補助金交付までの流れ

◆ご注意ください◆

必ず交付決定通知が届いてから工事に着手してください。

補助金交付申請

申請書に必要な書類を添付して建築住宅課（市役所第二分館1階）へ提出してください。

【受付期間】

4月18日（木）～11月29日（金）

※先着順での受付となるため、予算がなくなり次第終了します。

【受付時間】（土日祝を除く平日のみ）

午前8時30分～午後5時15分

申請内容の審査

審査には10日程度かかります。

補助金の交付決定

審査のうえ支障がない場合は、交付決定通知書を送付します。

工事の着手

工事は、必ず交付決定通知が届いてから着手してください。通知が届く前に着手した場合、補助金の交付はできません。

申請後に工事費が変更になった場合、補助金が減額されることはありますが、増額されることはありません。

工事の完了

実績報告書の提出

工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を提出してください。

平成32（2020）年3月13日（金）が実績報告書提出の最終日となります。

報告内容の審査

実績報告書の内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金交付額の確定

審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。

補助金の交付

指定の口座に補助金を振り込みます。振り込みまでには実績報告書の提出から1ヶ月半程度かかります。

2. 補助要件

下記の1～11の全ての要件を満たすこと	
1	柏崎市内にある個人所有の一戸建て住宅（併用住宅は、延べ面積の1/2以上が住宅であるもの。共同住宅や長屋は対象となりません。）。
2	申請者はリフォーム予定の住宅に現在居住していること。
3	申請者が住宅の所有者である、もしくは2親等以内の親族が住宅の所有者であること。
4	2親等以内の親族が所有者である場合は、所有者からリフォームを行うことに承諾を受けていること。
5	申請者および住宅所有者は、柏崎市の市税に未納がないこと。
6	下記のいずれかが施工する工事であること。 ◇市内に本社又は営業所を有する法人事業者 ◇市内に住民登録を有する個人事業者
7	必須工事を1つ以上行うこと（必須工事を行うことで、その他のリフォーム工事も補助の対象になります）。
8	補助対象工事費が15万円以上であること。
9	交付決定を受けた後に工事着手し、平成32（2020）年3月13日（金）までに実績報告書を提出できること。
10	暴力団員または暴力団等と関係する者でないこと。
11	過去にこの補助金を申請したことがないこと。ただし、以下の条件をいずれも満たす場合には2度目の申請が可能になりました。このときの補助上限額は、通常との差額分となります。 ①子育て世帯または2世帯住宅（3世代同居）の要件を満たすこと。 ②過去に子育て世帯または2世帯住宅（3世代同居）の区分で補助申請をしていないこと。 例1) 平成25（2013）年度に補助金の交付を受け、今年度、子育て世帯の要件を満たす。 補助上限額 30万円—15万円=15万円 ⇒ 上限15万円の補助申請が可能。 例2) 平成30（2018）年度に子育て世帯の要件で補助金の交付を受け、今年度に2世帯住宅（3世代同居）の要件を満たす。⇒今年度は利用不可。

3. 補助金額

区分	補助対象工事費	補助金額
通常	15万円以上75万円未満	工事費の20%
	75万円以上	一律15万円
子育て世帯	15万円以上150万円未満	工事費の20%
	150万円以上	一律30万円
2世帯住宅 (3世代同居)	15万円以上175万円未満	工事費の20%
	175万円以上	一律35万円

※補助対象工事費が15万円未満の場合は補助対象になりません。

※過去にリフォーム補助金の申請をした場合は対象となりません。ただし、子育て世帯、2世帯住宅（3世代同居）で申請する場合は通常との差額分を上限に補助します。

例 平成25（2013）年度に補助申請をしている。今年度、子育て世帯の要件を満たす。 補助上限額 30万円－15万円＝15万円
⇒上限15万円の補助申請が可能

4. 世帯要件

【子育て世帯】

要件（以下のいずれか）	確認方法
中学生以下の子どもがいる	世帯全員が載っている住民票（続柄が分かるもの）を提出
妊娠している方がいる	母子健康手帳のコピーを提出

【二世帯住宅（三世代同居）】

要件	確認方法
申請時に子育て世帯とその親世代で同居している又は実績報告時まで同居する予定	世帯全員が載っている住民票（続柄が分かるもの）を提出 母子健康手帳のコピーを提出

※申請後に同居した場合でも申請時に申告していない場合は対象外となります。

5. 必須工事

補助を受けるためには、必須工事を1つ以上行う必要があります。必須工事を行うことで、その他のリフォーム工事もあわせて補助の対象になります。

必須工事	工事例
バリアフリー化 工事	<ul style="list-style-type: none">・手すりの設置・玄関、廊下等の拡幅・床表面の滑り止め・浴室、便所の改良（※）・床の段差解消・ホームエレベータ等の設置（※）
省エネ化工事	<ul style="list-style-type: none">・壁等の断熱改修・窓の断熱改修・遮熱フィルム（窓）工事・太陽光発電システム等の設置（※）・遮熱塗料（屋根・屋上）工事・LED照明への取り替え（※）・高効率給湯器への取り替え（※）
耐震化工事	<ul style="list-style-type: none">・屋根の耐震化、軽量化・基礎、柱、梁等の補強・耐力壁の増設

（※）は5ページの機械、器具、製品費は補助の対象になりません。

上記は工事の一例です。必須工事は他にもございますので、お気軽にご相談ください。

6. その他のリフォーム工事

必須工事を行うことで、以下の工事も補助の対象になります。

	リフォーム内容	特記事項
1	部屋の増築	一部取り壊し費含む
2	屋根の葺き替え、外壁の補修、塗装	
3	間取りの変更、壁紙張替え	
4	浴室、便所、台所等の改良工事	ユニットバス、便器、キッチン等は対象外（※）
5	建具、畳、窓ガラス、サッシ工事	
6	防音工事	
7	シロアリ防止等の床処理	シロアリ駆除は対象外

（※）は5ページの機械、器具、製品費は補助の対象からになりません。

7. 補助対象外工事

	リフォーム内容	特記事項
1	住宅以外の用途部分の増改築	ただし、住宅建物の一部にある車庫部分は対象になります（住宅専用車庫に限ります）
2	外構、造園、門扉、ブロック塀工事	
3	取り壊し工事のみ場合	

以下の機械、器具、製品費は補助の対象になりません。

・家電製品

金額に関わらず、テレビ、エアコン、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗淨器、電子レンジ、オープン、レンジ、炊飯器、照明器具、火災警報器その他これらの製品に類するもの

・厨房製品

金額に関わらず、システムキッチン、調理台、流し台、ガスコンロ、IHクッキングヒーター、換気扇その他これらの製品に類するもの

・衛生設備製品

金額に関わらず、ユニットバス、風呂釜、洗面化粧台、便器類、給湯器、ボイラーその他これらの製品に類するもの

・その他設備製品

金額に関わらず、発電設備、エコキュート設備、太陽温水設備、暖房器具、ストーブ、TVアンテナ、カーテンその他これらの設備、備品に類するもの

・その他

上記のほか単体で機能を発揮する製品等で1個の価格が1万円以上の製品及び市長が補助基礎額の対象外とする製品

8. 申請時に必要な書類

「9.工事見積書の写し」は工事施工者が用意してください。「6.案内図」「7.工事計画図面」「8.現況写真」についても、可能な限り工事施工者が用意してください。

1.補助金交付申請書	当該住宅の居住者が申請者となります。申請者が住宅の所有者であるか、二親等以内の親族が所有者である必要があります。 ※申請者と所有者が異なる場合は、所有者の承諾書が必要です。
2.住民票	リフォームをする住宅に現在居住していることを確認しますので、申請者の住民票を添付してください。
3.納税証明書 (完納証明)	申請者に市税の未納がない事を確認しますので、納税証明書(完納証明)を添付してください。ただし申請者と住宅所有者が異なる場合、双方の完納証明を添付してください。(※登記簿上は名義が異なっても、課税上の納税義務者を所有者とみなします。)
4.住宅所有を示す書類	固定資産税課税明細書の写しは手軽に用意できます。(固定資産税の納税通知書と一緒にご自宅に送付されています。)また、登記簿謄本などで示すこともできます。
5.子育て世帯、2世帯住宅(3世代同居)であることを示す書類	3ページの4.世帯要件に記載してある書類を提出してください。
6.案内図	住宅地図等で建物の位置がわかるように表示してください。
7.工事計画図面	図面に必須工事とその他のリフォーム工事を行う部分の現状と、改修後の状態がわかるように図示してください。 必須工事は、性能・機能が向上することを分かるように記載し、必要によりカタログを添付してください。
8.現況写真	住宅の全景、工事予定部分 の現況写真を用意してください。 (* <u>工事前の写真</u> は、実績報告でも添付してください。)
9.工事見積書の写し	できる限り一式工事とせずに、工事内容の内訳がわかる見積書を作成してください。補助対象外工事がある場合は、見積書内で諸経費や消費税についても、補助対象外の部分の費用を明確に分けてください。
10.誓約書	建築住宅課の窓口や柏崎市ホームページに様式を用意しています。

9. 実績報告時に必要な書類

工事が完了したら速やかに実績報告書を提出してください。

★工事内容に変更があった場合は、実績報告時に変更後の見積書を提出してください。ただし、工事費が変更になっても、補助金が減額されることはありませんが、増額されることはありません。

1.補助金変更交付申請書 兼 完了実績報告書	当初の申請金額と変更になる部分に変更後の内容を記入してください。補助金の振込み先は申請者と同一名義の口座を記入してください。
2.工事写真	工事前、工事中、完了後 の写真 ※工事前の写真も改めて提出していただけます。
3.監理状況報告書	工事施工者が見積内容どおりに監理し、工事が完了したことを、申請者（施主）に報告する書類です。様式は任意ですが、記載例を参考に工事の監理状況を報告してください。
4.工事費支払い領収書の写し	原則として見積金額と同額の支払い領収書の写しを添付してください。 <u>支払い完了までが工事期間になります。</u>
5.工事見積書の写し ※変更がある場合のみ提出	変更工事内容の内訳がわかる見積書を作成してください。この場合、変更分だけでなく当初の工事内容を含めた見積書を作成してください。工事内容を大幅に変更した場合は、変更図面も提出してください。
6.アンケート	アンケートにご協力をお願いします。

※受付時に火災警報器の設置状況を確認します。寝室及び階段室（寝室が2階にある場合）に設置が必要となりますので、実績報告書の提出前に設置の確認をお願いします。

- ・着手済の工事は対象になりません。
- ・他の補助金と重複して交付することはできません。複数の補助制度を併用する場合は、それぞれ対象とする工事費を見積書内で明確に分ける必要があります。
- ・平成32（2020）年3月13日（金）までに実績報告書を提出してください。
- ・交付申請後、工事を取りやめる場合は必ず建築住宅課指導係に連絡してください。

申請受付窓口・問い合わせ先

柏崎市建築住宅課（市役所第2分館1階） ☎0257-21-2290（直通）